

前橋工科大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、前橋工科大学学則（平成9年前橋市規則第34号）第52条第2項の規定により、前橋工科大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書)

第2条 図書館が管理及び運用する図書は、次の2種とする。

(1) 本館備付図書

(2) 部局備付図書

2 前項第2号の規定による部局備付図書とは、研究室その他附属施設の図書をいう。

(本館備付図書)

第3条 本館備付図書は、次のとおりとする。

(1) 貴重図書及び特殊図書

(2) 辞典、年鑑、統計類等の図書

(3) 一般図書

(4) 資料及び史料

(5) 逐次刊行物（新聞・雑誌・パンフレット類）

(6) 視聴覚資料等

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館の委員会)

第5条 図書館の管理運営に関する事項を審議するため、前橋工科大学附属図書館図書委員会（以下「図書委員会」という。）を置く。

2 図書委員会については、別に定める。

(利用)

第6条 図書館の利用については、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。